

## 上智大学短期大学部公的研究費等にかかる不正防止計画

### ～ 本学の方針 ～

上智大学短期大学部は、本学の全ての構成員が公費を適正に使用または管理するため、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正を防止するための取組を全学的に推進していく方針です。

主に以下の点を重要課題として認識しています。

- ・ 学長のリーダーシップのもと、各責任者の責任と権限を明確にし、大学として責任ある体系を構築します。
- ・ 責任体系の明確化だけでなく、構成員一人ひとりの意識向上を常に図り、全体と個の双方において不正を断固として許さない風土づくりを推進します。
- ・ 公正かつ明瞭な経費執行を行い、法令やルールを遵守することを徹底する一方、合理的な理由がある場合にはその根拠を明らかにした上で柔軟かつ有効な対応を行い、教育研究活動を円滑に遂行することを目指します。

※本学では、公的機関から配分される競争的資金のみならず、学内で執行される全ての公費に対して不正防止の取組を行います。

### I. 責任体系の明確化

#### (1) 学長のリーダーシップ

学長は最高管理責任者として、不正防止にかかる基本方針を明示し、本学における取組を適切に推進するためのリーダーシップを発揮します。英語科長は統括管理責任者として、学長を補佐し、実質的な責任者として防止計画推進部署である本学事務センターとともに不正防止対策を推進します。

#### (2) コンプライアンス推進責任者の責任と権限

本学事務センター長はコンプライアンス推進責任者として、管理監督する組織における不正防止対策を実施し、構成員を適切に指導します。またこれを補助するものとして事務センターチームリーダーをコンプライアンス推進副責任者とします。

#### (3) 決裁手順及び根拠の明確化

不正防止対策の実施や研究費の執行にかかる学内決裁手続きについて、その手順及び根拠を明確にし、物事の決定を公正明瞭に行います。

#### (4) 事務部署の役割の明確化

本学事務センターを中心に学校法人の各事務部署は、事務分掌等に定める役割をそれぞれに果たすことにより、大学全体の不正防止対策を効果的に機能させるための協力体制を構築するとともに、相互の確認や牽制を適切に働かせます。

#### (5) 学内の連携強化

学長を最高管理責任者とする指示命令系統、本学及び学校法人各組織の横断的連携及び教員・職員間の協働等、学内のあらゆるつながりにおいて、互いに情報共有や連絡調整等を密に行います。

## II. 不正を事前に防止するための取組

### (1) コンプライアンス教育の実施

全ての教職員が、コンプライアンス教育を受講し、どのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解します。

### (2) コンプライアンス教育の最適化

本学の実情に合わせたコンプライアンス教育の最適な実施方法・時期について、継続的かつ効果的な方策を検討します。

### (3) 若手研究者の意識啓発

コンプライアンス教育の受講を含め、若手研究者の意識啓発を図る取組を推進します。また、研究費の執行・管理にかかわる短大生等も、コンプライアンス教育の受講対象とします。

### (4) 誓約書の提出

全ての教職員等は、コンプライアンス教育を受講し、その内容を正しく理解した上で、誓約書を提出することとします。

### (5) 取引会社への対応

本学の不正防止対策にかかる方針等を学外にも広く周知し、本学と取引を行う会社等においては、誓約書の提出等により適切な取引を徹底します。

## III. 適切な執行にむけた取組

### (1) ルールの明確化・統一化と周知

明確かつ統一的なルールを定め、全ての教職員等に分かりやすく周知します。

### (2) ルールの適切な運用

全ての教職員等がルールを遵守した執行・管理を徹底します。また、ルールの解釈を属人化させず、大学として統一的な運用を図ります。ただし、教育研究活動を円滑に遂行するため、研究分野の特性等を十分に考慮し、事例に合わせた柔軟な対応が必要とされる場合は、根拠の明確化・関係者間での共有を徹底した上で、適切な手続きを行います。

### (3) ルールの見直し

定められたルールと運用実態に乖離がないか、ルールが形骸化していないか、ルールに無駄はないか、合理化・効率化できる余地はないか、常にルールの点検と見直しを図ります。

### (4) 有効なモニタリング方法の確立と実施

実効性のあるモニタリングとして、不正が発生しやすい要因を分析することによりリスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を行うこととし、本学の実情に合わせた実施方法を策定します。また、内部監査によるモニタリングだけでなく、コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署である本学事務センターは、日常的なモニタリング機能を果たすこととします。

### (5) 非常勤雇用者の適切な管理

不正発生事例のひとつであるカラ雇用を防止するための方策として、非常勤雇用者の管理を研究室任せにせず、事務部署が採用時及び定期的に面談等を行い、勤務状況を適切に管理します。

### (6) 全品検品のより有効な実施

カラ納品を防止するため、全品検品を全学的な不正防止対策として引き続き徹底していくこととします。特殊な役務については実効性のある検品方法を確立させ、遠隔地での納品や例外的な対応を行う必要がある場合についてはリスク回避と事務負担軽減を図る検品方法を策定する等により、より有効な検品実施体制を構築します。

以上